

2007年1月25日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

病院の防災、防火その他の安全管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2007年1月17日付けで諮問（第231号）された病院の防災、防火その他の安全管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性が認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由が認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性が認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

現在、藤沢市民病院には25の診療科があり、平成17年度における平日の平均外来受診者数は1400名を超えている。そのうち救急受診者は約88名である。

また、面会者は1日に400～600名あり、乗用車の駐車場ゲート通過台数は、平

成17年度平均で一日1700台を超えている。

以前より、駐車ゲートのバーを折りそのまま逃走するケースが発生しておりその状況を確認するためや、ゲートにおけるトラブル発生時に、警備室から状況を確認できるよう防犯カメラを設置し、監視を続けていた。

また、救急外来の待合いにおいては、不穏の患者や泥酔者、暴力を振るう者等のトラブルが多発するため、同じく防犯カメラを設置し警備室より監視している。

さらに当直勤務のある女性看護師職員等の安全確保のため、夜間帯に人気のなくなる地下女子更衣室前及び職員通用口について同じく防犯カメラを設置し、警備室より監視を行っている。

これまで、上記トラブル発生を防止する対策として、設置している防犯カメラによる映像をビデオテープに保存してきたが、この映像は、本人以外のものから収集する個人情報であることから、条例第10条第4項の規定により今回の諮問に至ったものである。

また救命救急センター建設に伴い、救急外来待合いの防犯カメラ及びモニターが更新され、新たにデジタルディスクレコーダーが導入されることとなり、設置している防犯カメラの映像がハードディスクに保存されるようになったため、同じく条例第18条のコンピュータ処理に該当するため、今回の諮問に至ったものである。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、院内におけるトラブルの発生の防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、個人情報を本人以外のものから収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

防犯カメラの撮影対象区域には外来・面会者の他にも不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能である。ただし、防犯カメラの撮影対象区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るものとする。

(4) コンピュータ処理をする必要性について

防犯カメラの映像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため消耗度が高く、画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。このため救命救急センター建設に伴い、記録媒体の更新を行う際にコンピュータ処理による方式に移行する必要があると判断したもの

である。

- (5) 本人以外のものから収集及びコンピュータ利用する個人情報  
防犯カメラ画像データ

- (6) 安全対策について

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは警備員が24時間在中する警備室内に設置し、棚にワイヤーにて固定することで持ち出しを防ぐ。また操作を行う際にはパスワード設定をすることで利用を防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者のみに制限する。日常的な管理としては、「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」を定め、管理している。

- (7) 実施予定日

ア 個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

2004年1月1日

イ コンピュータ処理について

2006年12月1日

- (8) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準（案）

ウ 設置機種カタログ

エ 防犯カメラ設置場所見取り図

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により(1)から(3)までの判断をするものである。

- (1) 本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラ画像データ収集の目的は、院内におけるトラブルの発生の防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

- (2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

防犯カメラの撮影対象区域には外来・面会者の他にも不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能である。ただし、実施機関では、防犯カメラの撮影対象区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

防犯カメラの映像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため消耗度が高く、画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理する必要性あると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、録画機器であるデジタルディスクレコーダーは警備員が24時間在中する警備室内に設置し、棚にワイヤーにて固定することで持ち出しを防ぐ。また操作を行う際にはパスワード設定をすることで利用を防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者のみに制限する。日常的な管理としては、「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」を定め、管理することとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上